

第六十五回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第十号

昭和四十六年四月二十二日(木曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 池田 清志君

理事 大村 襄治君

宇野 宗佑君

國場 幸昌君

山崎平八郎君

豊 永光君

美濃 政市君

瀬長亀次郎君

出席国務大臣

外務大臣 愛知 揆一君

国務大臣 (総理府総務長官) 山中 貞則君

出席政府委員

日本学術会議事務局長 高富味津雄君

防衛施設庁長官 島田 豊君

防衛施設庁総務部調停官 銅崎 富司君

沖繩・北方対策庁長官 岡部 秀一君

外務政務次官 竹内 繁一君

外務省アメリカ局長 吉野 文六君

外務省条約局長 井川 克一君

委員外の出席者

沖繩及び北方問題に関する特別委員調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動

四月二十二日

辞任

福田 篤泰君

補欠選任

山崎平八郎君

同日

辞任

山崎平八郎君

補欠選任

福田 篤泰君

本日の会議に付した案件

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)(参議院送付)
沖繩問題に関する件

○池田委員長 これより会議を開きます。

沖繩及び北方問題に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますから、順次これを許します。國場幸昌君。

○國場委員 外務大臣にお尋ねいたします。

最近新聞等に接しますと、日米返還協定の交渉の中で、変化があるというのを受けるわけでございまして、今日までたびたび外務大臣の御説明を承っておりますが、近時におきかた、日米交渉の中でどういふようなことが離問題になってきているのか、たくさんの取りきめに対しまして沖繩県民はこれを見守り、関心を持っております。本日の委員会で、この真相を明らかにし、そして向かい合ふところの復帰に備えて沖繩県民が期待するよういふ結果をもちたいと期待するわけでございまして、最近における交渉結果に対しての事情をお聞きしたいわけでございまして。

○愛知国務大臣 沖繩返還協定の交渉は、引き続き政府としては鋭意努力をいたしております。ところでございまして、まずこれからのスケジュールを申し上げますと、これから五月初めに連休がございまして、大体その辺のところから内容的な煮詰めに入りまして、この国会の会期がだんだん切迫してまいりますけれども、何とか国会の会期中に返還協定交渉の中間報告を申し上げたいと、これを当面の目標に作業並に交渉を進捗しております。大体これはそのようになし得るとたゞいま見通しております。そしてその後案文の作成、修繕等に当たりまして、前々から申し上げておりますように、おそくも夏までと申し上げておりましたが、おそくも夏まで、夏に至らざる期間において調印の運びにいたしたい、かように考えております。

それから協定の中身になるものについては、現在まで委員会におきましてそのつどできるだけ政府としても御説明することにとめてまいりましたわけでございまして、大体のフォーミュラとしては、小笠原返還、奄美返還というより、大の非常な相違はございすけれども、一つのフォーミュラはあるわけでございすから、これが参考になるわけでございす。そして条約の中に規定すべき事項については、すでにいろいろの機会に御説明申し上げておりますのでございまして、その基本は共同声明によつてはつきりしております。たとえ安保条約との関係にいたしましても、本土並み核抜きということで、これが何といつても一番の大切なことでございすから、それをもとにしての協定ということになることは当然でございす。

それから返還されるべき領域、これはアメリカの施政権の対象になつているところがそのまま返還されることも当然でございす。

それからいふゆる基地の問題については、安保条約が何らの変更なく返還後は適用されるわけですから、返還に際しては、日米安保条約の目的に照らしまして、日米合意して日本側が提供すべきものについては施設、区域の提供ということになり、これらについては安保条約関連取りきめ並びに地位協定等がすべて本土と何ら変わりなく適用されることになるわけでございす。

それから裁判の効力の引き継ぎについては、民事、刑事にわたりますして所要の事項が協定の中に締結されるわけでございす。

請求権の問題につきましては、現にその内容、実態について鋭意折衝いたしておりますが、まともります分については、これは当然協定の中に規定されることになるはずでございす。

それから米国の資産の引き継ぎの問題でございす。これにつきましては、考え方はかねがね申し上げておりましたが、その後鋭意関係当局間で折衝が続けられております。近く日米双方の考え方がだんだん合意に近づいてくる、こういう期待のもとに日本側としての十分の主張を引き続き行なつておる次第でございす。

大体そういうようなことが協定自体の問題でございすけれども、そのほかにいふゆる外資系企業、あるいは沖繩における在来、現在の自由業者の取り扱いの問題、あるいは一切の法令が本土並みに適用されるから、たとえ労働関係におきましても完全な本土並み間接雇用になります。直ちにこれが沖繩に全面的にさような姿になるにつきます。いろいろのこまかい点については、対米打ち合わせを必要とするものについては十分打ち合わせをしておかなければならないと考えております。

大ざっぱでございす。そういうことで、先ほど申し上げましたように、何とかひとつ日本の主張を十分に通しながら、というところは沖繩の方々の御期待に備えるような姿でこの交渉をまとめ上げていきたい、そして先ほど申し上げたようなスケジュールで運んでまいりたい、かように考えておる次第でございす。

○國場委員 在沖縄米軍特殊部隊についてお尋ねいたしたいわけですが、最近の報道はいろいろ報じてあるわけですが、その件につきましてはいかような取り扱いをもって今後当たられるか。この特殊部隊の沖縄においての行動は、あらゆる方面においていろいろ不安あるいはまた疑惑をもちたしているというようにございまして、その点につきましてはお尋ねいたすわけでございます。

○愛知國務大臣 沖縄におります米軍の部隊についてのお尋ねでございますが、これについてはまず実態を掌握することが何よりも肝要なことでございますので、実態の掌握につとめながら、これからのあり方について対米折衝の必要なものについては大いに折衝しなければならぬ、こういう立場に立ちまして、実態を調べながら米側と折衝をいたしております。現在まで入手いたしますか掌握いたしました実態は、必ずしもまだ十分ではございませんが、ただいままでに判明いたしましたことと公表できますことについては、アメリカ局長から詳細御答弁申し上げたいと思っております。

○吉野政府委員 沖縄にございましていわれる特殊部隊につきまして、ただいま大臣の御答弁のように、われわれとしてはなお実態把握につとめておりますが、いままでに判明いたしましたところを申し上げますと次のとおりでございます。

まず部隊名を申し上げますと、第三海兵水陸兩用部隊、この司令部はキャンブコートニーにございます。これはハワイにある太平洋海兵部隊に所属しております。第七艦隊の作戦指揮下にございまして、設立は一九七一年四月であります。従来この部隊は第一緊急派遣部隊と称されておりましたが、昨年水陸兩用部隊と改称されておりました。司令官はロバートソン海軍中将でございます。機能は、太平洋地域における不測の事態に対処することを任務としております。編制及び人員につきましては、第三管区海兵師団、すなわち歩兵連隊二、砲兵連隊一とそれから第一海兵航空

団、これは岩国とそれから普天間の第三十六航空群を含んでおります。以上のものから成り立っております。第三海兵師団の兵力は、約一万九千。常に二個大隊を第七艦隊に提供しております。主要施設はキャンブコートニー、キャンブハンセン、キャンブシュワープ、キャンブフォスター、それから普天間に航空基地を持っておりますし、本島の北部に演習場を持っております。

その次に第七心理作戦群というのがございまして、この司令部は牧港にあります。所屬しておりますのは、ハワイにある太平洋陸軍司令部でございます。これは一九六五年十月設立されました。その前に一九五八年に設立された放送視覚宣伝隊というものがございまして、これが改組されたものでございまして、司令官はベントン陸軍大佐でございます。任務は沖縄内外の十部隊の心理作戦上の指揮、統制にございまして、それから心理作戦出版物の作成、太平洋軍に対する心理作戦上の助言をいし支援を与えております。一九七〇年度の人員は六百八十六名、そのうち文官は二百七十九名でございます。なお方々に分遣隊を持っております。日本、韓国、台湾、ベトナム、タイにございまして、それから日本におる分遣隊につきましては、この前御説明したことがあると思っておりますが、大体五十名ないし六十名の人員を擁しております。一九七〇年八月現在では五十八名でございます。

その次に第一特殊部隊群、いわゆるグリーンベレーと称するものがございまして、この所屬は在沖縄米軍司令部でございます。設立年度は一九六〇年十月四日でございます。司令官はシンブソン大佐、任務は通常の戦争でない戦争、主としてゲリラ戦争の訓練にございまして、それからその他破壊活動の防止作戦とか、民生支援活動をやっております。それから編制人員は、五個の分遣隊、おのの一個の民生活動大隊、医務分遣隊、工兵分遣隊その他がございまして、総数は九百二十五名でございます。

その次に、太平洋陸軍情報学校というものが

キャンブ瑞慶覧にございます。これは米太平洋陸軍に属しております。設立年度は一九五八年、ホームフォース大佐が司令官でございます。その任務は、アジアの友好国や同盟国の将校や下士官等に情報関係の教科課程を提供しております。一九七〇年の会計年度までに同校で訓練を受けた実習生の総数は三千六百七十名で、過去四年間の平均は毎年大体四百五十名程度であります。主要施設は、二棟の兵舎を改造した建物の中に、教室とかラボラトリとか、事務所、実習員の宿舎その他がございまして、

このほかに、米陸軍混成サービス群というものの、ないしはソベ統合情報処理センター、あるいは外国放送情報部というふうなものがございまして、これらについては、われわれはいままでのところまだ実態を十分把握しておりません。

大体以上が、いわゆる沖縄に在る米軍の特殊な部隊と称されておるところのものと承知しております。

○國場委員 御報告を受けまして、この特殊部隊に対しての任務、あるいは今後これが復帰しまして日本並み基地というふうなことになるかと、こういうふうな配置された特殊部隊、これがどういうぐあいに返還協定の中で取りきめになっているか、これがいま一番関心を持って見守っておりますわけでございます。この問題は、やはり返還協定、地位協定、この中で扱われるというところでございまして、そのほかに対しての今後の日米交渉においての態度と、それからその面に触れてはまた交渉はなされておらぬものであるかどうか、時間がありませんので、大臣、一言だけお願いしておきます。

○愛知國務大臣 実態については、先ほど申し上げましたように、まだ必ずしも十分に的確に掌握されておられませんし、また政府として納得の得るような状況の調査ができておりません。できておりますところは、ただいまアメリカ局長から詳しく申し上げたとおりでございます。

これら実態を掌握しながら、今後の措置を考え

ていくわけでありまして、第一の原則は、もう申すまでもなく、安保条約というものによつて、その目的のために米軍が駐留する、そしてその活動が安保条約第六条によつて施設、区域の提供に關連して具体的な制約を受ける、こういう形になっていることはいまさら申し上げるまでもございせん。したがって、考え方としてはやはり本土並みでなければならぬ。

それから、いま地位協定のお話も出ましたけれども、たとえは日米以外の第三国人の軍事訓練というふうなことになるれば、これはそういった条約上の目的からいいたしましても、また具体的には地位協定の適用上の点から見ましても、排除されることは当然である、こういう角度に立ちまして、先ほど原則論として申し上げましたが、沖縄の方々に御安心を願えるような確な折衝の決着を持ちたい、かように考えております。

○池田委員長 上原康助君。

○上原委員 まず最初に、防衛施設庁に一点だけお伺いしますが、現在の沖縄の基地の実態ですね。面積なり密度なりをどうとらえているのか、説明を簡単に願いたいと思っております。

○島田(豊)政府委員 沖縄におきます軍用地の面積でございますが、国所有地が二万四千二百エーカー、それから民有地等の賃借土地が五万一千二百二十六エーカー、その他が四十九エーカー、合計七万五千四百七十六・五八エーカー、こういう状況になっておるわけでございます。軍用地の沖縄の総面積に占めます比率は一三・三弱、こういうふうに理解いたしております。

○上原委員 沖縄本島だけはどうなっておりますか。

○島田(豊)政府委員 ちょっと調べまして御報告申し上げます。

○上原委員 いまの説明によりまして、沖縄の基地の実態あるいは面積等考えて、非常に密度が高いということをお認めになりますか。

○島田(豊)政府委員 軍用地の沖縄本島において占めます比率が約二三％でございます。もちろん

この軍用地の面積が、ただいま申しましたような非常に大きな面積でございまして、日本本土の場合を考えてみても、もちろんきわめて軍用地の密度が高いということはわれわれとしても考えております。

○上原委員 次大臣にお伺いいたしますが、先ほど返還協定の交渉がいろいろ大詰めの段階を迎えている、五月の休会明けからおそくとも暑くならないうちに調印をするようなことだと言っておるわけですが、その中で一体、沖繩の軍事基地の現在の実態というものの、密度というものの、いわゆる施設、区域の定義ということで、具体的に政府がどの部門、どの基地を返還してもらいたいという要求をなさっているのか、その面についての説明を、できるだけ基地名なり、あるいは現に政府が返還を求めている基地等というものを明らかにしていただきたいと思っております。

○愛知国務大臣 ごもつとも御質問であります。具体的に施設、区域の名前等についてまだ申し上げる段階になっておりませんので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

現在の政府の姿勢といたしましては、ただいま御指摘があるように、現在のことで言えば基地でございまして、その占めている密度が非常に濃厚であるという事実の上に立つて、面積から言いますと、あるいはまた安保条約に即応する目的からいっても、あるいはまた前々から言っておりますように、民生のために絶対に必要であると思われるようなものは提供しない分に入れたというふうな、いろいろの観点から具体的に内容に入ります。ただいま折衝を続けておる次第でございまして、これにつきまして何とかして御期待に沿うようにがんばってまいりたいと思っておりますが、同時に、返還になりますれば一切の本土並みになりますから、その後におきましては、今度は合同委員会の対象の事項としてさらに本土と同じような取り扱いになるということももちろん御承知のことと思っておりますが、そういうことも相なるわけでありまして、それだからといって、

その以前の状況が不満足なようなことではなりませんので、その点については十分ただいま努力をいたしておる次第でございまして。

○上原委員 いましばらく時間をかしてくれということはこれまでも再三聞いたことなんです。しかし実際問題として、先ほど核抜き本土並みだから返還にあつてはそれに基づいた協定というものを考えなければならない。本土並みという前提に立つならば、具体的に基地の返還というものを求めない限り、政府の調査でも沖繩本島では総面積の二三%も基地の面積密度が占められている。それなくして本土並みということとは、われわれの概念からは出てこない。ほんとうに那覇空港なり那覇軍港なり与儀のガソリンタンクあるいは牧港のハウジングエリア、上之屋のほう、そういうものを具体的に返還をせよという立場で交渉なさっているのか、また政府がそういう要求をなさつても米側はどういうような態度を示しているのか、やはりこの段階では明らかにしてもらわないと、日常の報道機関からくる報道というものは、大臣がおっしゃる通りに、県民が御安心する、納得できるというふうな中身というのはいまや期待できないというのが現在の現状なんです。そういう不安をなくすることが私は沖繩の返還交渉であり、また中身でなければいかんと思う。お答えできないというわけですが、那覇空港は返還を求めておられるのか、軍港をどうするのか、あるいは与儀のガソリンタンクの問題、上之屋のハウジングエリアの問題等、その他の施設返還の問題についてどういう中身で交渉を進めておられるのか、ぜひ明らかにしていただきたいと思っております。

○愛知国務大臣 いま具体的に地域をおあげになりましたが、それらの地域については政府としても大きな関心を持つておるところであります。これは申し上げるまでもございせん。要するに、先ほどおっしゃったスケジュールを申し上げましたとおりであつて、政府といたしましては、沖繩の方々の御要請も十分承知いたしておりますし、ま

たかねがねこの返還協定交渉の途上における期間において、今日もその一環でありますけれども、国会の皆さんからもこれだけ御熱心に御議論を白日のもとにおいて行なわれているということに対して、政府としても感謝しております。その上、に立つてぜひ日本側としての主張を貫徹するよう、に大いに努力を続けていくわけでありまして、しかし交渉ごとでございまして、より多くの成果をあげるためにいましばらくひとつ政府の折衝に時間をかけていただきたいと思います。ただいま具体的な地点等について申し上げるということがあつて、また目的に沿わない結果になることもあり得ると思ひますから、その辺のところは御了解をいただきたいと思ひます。

○上原委員 政府がいわゆる返してもらいたい、返還してもらいたいという施設、区域、基地等について、米側がそれに応ずるとか、あるいは応じない面もあるでしょう、かまわない。その場合は代替地なり移転費等というものの米側は具体的に求めているのか。また那覇飛行場内にある施設の一部が移転するという場合に、代替地なり移転費等というものを政府としてはアメリカ側に応ずるという立場での交渉をなさつていくのか。そこいらのことも、いまの段階で明らかにすると相手のある交渉だから支障を来さず面もあるのだということですが、あまりに秘密主義じやいかならぬと思うのです。具体的に現在までの経緯というものを、政府はこういう要求をして、アメリカ側はこういうふうな応答をしているのだということを言うのが、何れもその先まで聞こうと言つてないのです。現段階までの経緯なり日米のやりとりというものはどうなのかということ、それを明らかにして初めて沖繩県民はもとより国民も、やはり政府が熱心にやつていけるのだ、あるいはこの面はこういうふうな方法がいいのじやないかというふうな意見なり提案なりも出てくると思ひます。すべてをおおひ隠しておつた中で、いましばらく時間をかけてちょうだいとか最後に御納得のいくようになりますと言つたつて、納

得はいかないわけですよ。

では具体的に伺いたしますが、先ほど大臣は返還協定の中に核抜き本土並みということに基づいてやるのだと言ふが、協定の中に核抜き本土並みで返還をするということを明記なさるのですか、その意図がまた政府にありますか。

○愛知国務大臣 まず前段の御意見でございまして、私は冒頭から申し上げておるうちに、ごもつとも御質問だと言つておるわけですが、しかし何も隠してお知らせしないなんというところはとんでもないことで、それだからこそできるだけ話を煮詰めてまいりまして、その過程において中間報告を申し上げたい、こういうふうな考えでおるわけでありまして、御承知のようにアメリカ側におきましても、本件については上院で正式の条約として取り扱われるわけで、これもアメリカの国会におきましても相当大きな関心を持つておる。このようにございまして、やはり現在のところ折衝に当たつては米政府としては、アメリカの国会におきましてもまだ折衝中のことであつて、このことでは何ら内容は明らかにしてない。これはこういう重大な交渉のことについてのやはりかまへ方であるかと思つておるわけでありまして、そういう点も十分御理解をいただけたと思ひます。中間報告をし、調印をし、それから国会で十分御審議をいただけて、それでアメリカのほうでもそれに対応して国会で審議がある、そして批准ができて、効力発生、それを来年のなるべくすみやかな機会にということをやつておるわけでございますから、きょうこれが御納得のいくような御答弁がでないというところは残念でありますし、御納得がいかなければ、これはわかりませんが、たとえば来月下旬になつても何も言わないというのでは決してないのですから、そして返還は来年の早期ということに考えておるわけでございますから、その辺のところは十分御理解をいただきたいと思います。

それから第二のお尋ねでございまして、共同声明で返還ということばきまつておる、そして本土

てくれればそれでよいのではないということであつて、そしてアメリカに対する日本の国民感情等がこんなことによつていろいろの方向に發展していつてはたいへんだと思ひますが、この日本の国民感情という点から大臣どのような御見解を持っておられるか。国民感情ということも非常に大事だと私は思ひます。この点はいかがですか。

○愛知國務大臣 それはもうまことにたいへんなことだと思ひます。つまり、効力が発生しないということとは、返つてこないということになるわけでございますから。それと、それに関連しての国民感情というお尋ねと思ひますけれども、これは全くそれ以上申し上げることはできないようなことであつて、政府としては、そんなことにならないうように努力を續けて、十分利益の上に立つて返還協定を締結する、そして先ほど申し上げましたように、米政府としても、アメリカ上院に対して十分に説得ができ、説明ができ、そして国民を代表する上院の議員を通じてアメリカ国民の納得を得るようにならう、こういうふうなやり方で行くよりほかはないと思ひます。

○中川(嘉)委員 時間がございせんので、またこれから先の問題は、実はこまかい問題について、もつともつといろいろお聞きしたかつたわけですが、要するに、沖繩以外のものを日本の悲願であつた沖繩返還の問題とからめるべきではないというのをひとつアメリカにも認識してもらつたうに、交渉において切に大臣に要望をしておきたい、こういうことなんです。二十六日に大臣はマニヤ駐日大使と交渉を結めるといふ御予定でもありませんし、来月の連休明けからは協定の案文を結める、こういう段階に迫つてきておる。こういった点から見ても、日本側の明確な主張というものがあるわけで、そういう意味で、今後アメリカと日本の外交について国民はすべて注視をしておる、そういうことを十分ひとつ大臣も認識をいただいて、いかげんな手段で解決すべきではないということをお願いいたしまして、時間

の關係でこれで終わりたいと思ひます。

○池田委員長 安里積千代君。

○安里委員 先ほどから返還協定の内容の問題につきましてもいろいろ御質問がございしたもので、先ほどの、もし返還協定がでなかつた場合には非常に大きな問題であるということも承知いたしております。そこで明確なお答えはあまり具体的にはいただけなかつたわけでありまして、けれども、こういうふうにお聞きしたいと思ひます。

新聞報道で伝えられる範囲内におきまして、またいまの御質問にもありましたとおり、返還協定の内容については、アメリカは非常に強硬な態度であるというふうな受け取られる筋があるわけでございますが、現実には交渉に当たつておつてアメリカ側の態度というものは、返還の条件に対して非常に強い態度で臨んでおるかどうか、簡単に答えを願ひたいと思ひます。

○愛知國務大臣 先ほど中川さんからも御要望がございまして、お答えをするひまもなかつたわけでございますが、幸ひにこの返還協定の交渉に入りまして以来、アメリカ側でいろいろの論議、論文等が出ておりますけれども、何ら変わらなく——それはたいへん大きな問題でございまして、両方の意見がなかなか合いません、しばしば難渋はいたしておりますけれども、しかし何とかして早く政府同士としては調印にこぎつけようではないか、そして早く国会にそれ承認を取りつけるように努力しようではないか、この一点において私は何ら最近の状況が影響を与えてゐると思ひません。そういう意味におきましては、双方真剣に同じ目標に向かつて気持ちよく討論し合つていゝるということはおし上げることができると思ひます。

○安里委員 外務省關係、國務省關係においては、そのようになされておるかもしれせんけれども、軍部關係の圧力というものがアメリカの議會には相当反映をするし、いまのように軍事基地問題以外の經濟問題についても、アメリカの議會に

對する非常な圧力がまた加えられておる。したがつて、そのことは必ず外交交渉の中において強いアメリカの要求としてなされてきておるのではないかと。しかも報じられておるところによりまして、沖繩返還をしたということ自体がアメリカにとつては非常に大きな譲歩なんだ、返還したということが譲歩だからして、内容において譲歩する必要があるのだというふうな意見もある、こういうふうにいわれております。交渉の中において、ほんとに沖繩を返還するということにはアメリカ側の譲歩だ、こういう觀念に立つてアメリカ側は臨んでおるかどうか、それも明らかにしたいと思ひます。

○愛知國務大臣 これは率直に申しまして、なかなかお答えしにくいお尋ねでございます。ただ、歴史的に他に例が絶無であるかどうかは論議の種でございまして、大激戦の結果とにかく奪われたと申しますか、ことは穏当ではありませぬけれども、その地域が、平和的な話し合いによつて主權がもとの母國に返るといふことになつたというところは、平和的な話し合いの成果としてはたいへんなことであつたという認識はございまして、これはもう当然のことだと思ひます。それをどういふふうなアメリカ側が評価するかというところについては、アメリカの政府内でもいろいろの評価のしかた、取り上げようがあると思ひますが、これも先ほど中川さんのお尋ねに対するお答えでちよつと触れましたように、アメリカの空氣の中には何かこういう空氣もあるかなと察せられるようなこともないではないとでも申しましようか、そういうふうに見ております。

○安里委員 沖繩返還問題はアメリカが譲歩だといふ基本的な觀念であると思へば、非常に大きな誤りでありまして、日本が、沖繩返還といふのはアメリカが非常に大きな譲歩をもつてやつてもらつたんだという、こういう恩惠的の申しますか基本的な觀念をもつて臨まれるならば、私は、この返還協定の内容については相当アメリカ

力側の言ひ分というものをのまなければならぬような状況になるんじゃないかと。少なくとも日本政府は沖繩返還をアメリカに譲歩してもらつた、こういう觀念に立たれるということは非常に大きな誤りだと思ひます。

これを論じておりますという時間と時間がございせんので、省きますが、先ほどから特殊部隊の話がありましたが、具体的に、特殊部隊の存続についてはアメリカが強硬に要求しておるかどうか、その点を一つ。

○愛知國務大臣 これも、ワンパッケージで全部を一括して話しておりますから、これはもう話がまとまつた、あるいはこれが難航してゐる、というところまでまだちよつと申し上げにくいのでございまして、たとえ先ほどちよつと触れましたように、第三國の軍人というか兵隊さんといひますか、これを訓練することを目的にしてゐるというふうな施設は、これはもう好ましくないことは当然であると思ひますし、そういう点については米側におきましては返還をする以上は十分に考えるべき筋合いの問題である、私はかように存じております。

○安里委員 私はアメリカ側の態度をお聞きしたかつたのですが、交渉の段階でございまして、外交交渉は、それはゼスチュアでもあるいは強く要求する立場もございまして、あるいはまた外交技術上の手この手があると思ひますので、いまでも伝えられるところによりまして、非常に強い態度を持つてゐるのだ、認められなければ返還協定に應じないというふうな空氣さもあるといふようなこともいわれております。ですから、これは相当強硬な態度でアメリカは臨んでおるんじゃないかと、こう思ふわけでありまして、具体的なお答えを得ることはおそらくむずかしいと思ひますけれども、こういうふうにお聞きしたいと思ひます。

いまお答えがありましたとおり、日本の内において許されないような問題もありま

す。アメリカがそれにもかかわらず無理な要求をするものもあるんじゃないかと思ひます。そこで、交渉でありますからあれでありますけれども、アメリカ側の無理な要求に對しましては外務大臣、日本政府としてはこれを拒否するのだという腹をもつて臨んでおられるかどうか、腹を承知したいと思ひます。何でもかんでもアメリカの言うことをまねなければならぬというものは、国民あるいは沖縄県民の要求、あるいは国民感情を含めて、これに反するようなものはけりないか、別問題として、そのような強い外交姿勢をもつて臨んでおられるかどうか、大臣の腹のうちを承知したいと思ひます。

○愛知国務大臣 私としては強いも弱いもない、とにかく沖縄の方々に少しでも喜んでいただきたい。これはいろいろの考へ方がございまして、いろいろな評価が将来行なわれると思ひますけれども、一言簡単に申し上げますならば、沖縄の方々がとにかく復帰してよかったというふうに受け取っていただけるようにということについて、これも俗なことでありますが、誠意を尽くしてがんばつてまいりたい、この一言に尽きるわけでございます。

○安里委員 私は基本的に、いま共同声明の中にありますように、アメリカの軍事的機能、これをそこなわないように、あるいは日本を含む極東の安全をそこなわないようにというところが共同声明にもうたわれております。おそらく軍部の要求、アメリカ側の要求はこれを基本にしてなされておると見ておるわけですが、時間があつたと思ひますが、一体この基地の機能をそこなわないようにとか、あるいはまた日本を含む極東の安全をそこなわないようにというこの基本的な線、範囲と申しますか、どの範囲内においてどうあれば日本の安全あるいは極東の安全は保障できるのだ、あるいはどの程度の機能を維持すれば、

アメリカの国際的な義務を果たすような範囲であるのだ、これはどこが一体主体となつて、日本がこれを否定し得るようなものであるか、アメリカ側がこの機能がなければ安全保障できない、こういうような立場のようにうかがわれるわけですが、このことについて、日本政府はたして安全保障について日本政府側の自主主張というものをもちあはれるかどうかということ、これはきょうは私はお答えいただかないで、次の機会に防衛庁長官もあわせましてお聞きしたいと思ひますが、最後に一つだけ私はお聞きしたいと思ひます。

FBIの施設がございしますが、それはどういう機能を持つておるか、その実態はどうであるか、それは握つておられますかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 実はただいまお尋ねの点が、先ほど来われわれとしてまだ納得できるような実態の掌握ができておりませんということを申し上げた中の一つでございます。そして、何といひますか俗なことで言ひますと、軍関係以外の無線等の傍受、受信をやつておる組織であるということとはわかりましたけれども、もつと私どもとしては実態を掌握したいわけでございます。そして実態の把握の過程においても交渉をして、そうしていかような決着をつけたらいいかということについて十分配慮してまいりたい、こう思つておりますが、何ぶんにも実態についてももう少し政府も努力いたしますので、その結論をもう少し先に申し上げることにはいたしたいと思ひます。

○安里委員 ちょっとおしきに思ひます。FBI Sという機関があり、しかもそれはいろいろな、特に中共、ソ連などに対するところの情報キャッチ機能だ、独自の機関としてあるものであり、沖縄におきましてはその施設のたぐひ、ある時期におきましてはその付近の住民が電灯を使用することも禁じられておつた、傍受の妨げになるから、最近では少し緩和されておりますけれども、それでもなお電氣の使用さえも住民は制限を受け

ておるところのものであります。しかもこれは軍関係でないものでありますからして、まだこの点の実態が把握がなされてないといふことは、ちよつと理解できない問題であると思ひます。こういう機関といふものは日本本土にはない、あるいは外国にもないのじゃないかと思ひます。はたしてこういうものが諸外国の独立国の中にあるかどうか、これもお聞きしたいし、ないとするならば、これは将来沖縄が返された場合におきましても、沖縄にこういう特殊なものがあるということによつて非常に對外的にも誤解を受けてくる、これがひいては国際関係のいろいろな問題にも影響を及ぼして行くと思ひます。実態を把握せられるとおつしやるならばそれだけであるかもしませんけれども、一体こういうものが返還の對象に当然なるべきだ、こういうふうに思ひわけあります。その点をお聞きしたいと思ひます。

それからなお、まだ実態を把握してないとおつしやるのでございしますけれども、前に公明党が基地点検をなされた中におきまして、この点にはつきりと書いてあるのです。公明党が調査されたものにはちゃんと出ておるわけですが、外務省としてまだその実態を把握してないといふことは、どうも不勉強というよりも、あるいはこの返還時にあたつてこういつたものをまた認めるといふようなことがあるものだから、外交交渉の中にあらわれておるのだけれどもこの場においてまだ言えないといふような立場にあるんじゃないかといふような疑いさえも持つわけでありまして、ほんとにまだ実態を把握されておらぬのでしようか。そうして、こういう機関といふものは当然撤去すべきところのものに含まれると思ひるのであります。いかがでしようか。

○愛知国務大臣 まことにございします。恐縮なものでありますけれども、この施設についてはいろいろの情報等、憶測がございしますことは御指摘のとおりで、的確に政府として公に掌握をして、そうしてその対策といひますか態度をきめたい、かよ

うに考へております。たとえば、先ほどちよつと私の申し方が足りなかつたように思ひますけれども、施設としてはやはり軍の施設、しかしやつてゐる内容の受信傍受といふものは軍用以外の電波を受けているといふような非常に特殊な組織のようございまして、私といたしましてはもう少し実態を掌握し、またどういふ仕事をやることを目的にしているのか、それらの点につきましても私としても納得ができませんのでございしますから、そのまゝの現状を申し上げた次第でございます。

○安里委員 時間がございせんので、次の機会まで明らかにしていただきたいことを要望いたしまして終わります。

○池田委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 外務大臣に質問いたします。沖縄返還協定の名前でありますが、これは協定になるのか、あるいは条約という名前になるのか、この名前の問題を明らかにしてほしい。

それから、スケジュールの問題については、従来新聞報道にも出されておるとおりの発表であります。夏にならぬあるいは夏に入つて一番早い時期までに協定を結ぶということですが、その場合、協定が結ばれた段階では全文を国民に発表されますか、それともいわゆる沖縄国会といったような国会が開会されないこの内容は発表されないのか。まずこの二点から最初にお伺ひします。

○愛知国務大臣 この協定の表題が条約になるか協定になるか協定になるか、これはまだ双方話がきまつておりません。と申しますのは、別に隠すわけでも何でもございせん。先ほど来御説明申しておりますように、実態を鋭意煮詰めておるわけございまして、実態がまづつてから案文づくりに入るということになつて、その一つといたしましてまだきまつておりません。

それから調印がいつできるか。いまのところしかとした日取り等の見通しはまだ申し上げられませんが、調印いたしますれば全部直ちに国

民の前に公表をいたすことは当然であると考えております。

○瀬長委員 私、この発表の問題をお聞きしたのは、外交は内閣の専権であるとかというところで、調印されたその場でもどうも全文発表されないのじゃないかという国民の疑惑があるものだから、それを聞いたわけですが、調印されたら直ちに全文を国民に発表されるという約束をされたので、この点には触れません。

それから、基地の取り扱いの問題で、安保条約があるいは地位協定がそのまま何ら変更なしに適用される、これが本土並みだと言っておられますが、ただし本土にない特殊の部隊がいままで指摘されております。本土にない特殊な部隊であるから、当然のことながら地位協定や安保条約に基づいて問題の取り扱いとしてこういったものはむしろ撤去すべきであるということも国民が常識的に考へておるわけなんです。そこで、いま外務大臣がおっしゃった中で、大体われわれが現地で調査したところでは、毒ガス兵器の部隊を除き、あるいはサブロッグ、原潜関係のある部隊を除いて、九つあると見ております。これは第一番目にOSG、すなわち米陸軍混成サービスグループ、これはアメリカ局長が言っておられました心理作戦部隊、それに陸軍情報学校、それとVOA、FBI Sそれから統合分析センター、緊急出撃軍、SR 71A型機、スパイ機であります。この中で実態がまだ調査されていないというのではつきりした御答弁はありませんが、ただ外国の軍人やその他要員を訓練するようなものはいけないうのじゃないかというところでは、これは陸軍情報学校のことを言っておられるのだと思います。それは南ベトナム、ラオス、タイ、フィリピン、台湾、マレーシアなどの軍人に諜報教育を施すことが目的で、瑞慶覧基地内の米太平洋陸軍情報学校と名づけられておいて、主として諜略、破壊、スパイ要員養成学校というものが本質なんです。当然そういった点を指摘しておられるのだと思います。が、そうですか。同時に、いま申し上げましたこ

の特殊部隊は、安保条約の規定から申し上げても当然全部撤去すべきだということを県民は考へておりますし、広範な国民はそういうふうな理解しております。私考へます。もしそうでなければ、安保条約や地位協定は改定はされないにしても、沖縄返還の名前でこういったものが何らかの形で残される場合には、事実上安保条約は改定されておるという結論にしか達しないと思うのです。そういう意味で外務大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 まず第一に、本土にないもののおよそ九種類くらいあるのではないかと、いようなお尋ねでございましたが、はたしてそう見ているのか、あるいはそれ以上あると見ていいのか、それ以下にとどまるのか、その辺のところはもう少し以下と政府といたしましての確に実態を掌握いたして態度を明確にいたしたいと考へております。そして要するに安保条約は何ら変更なしに、実質にはもちろん変更はしないで沖縄に適用されるわけでございますから、そして本土並みでございますから、そういう基準から申しまして好ましくないから、それは返還前に撤去してもらうというのが当然の考へ方でございます。

それから、たとえばベトナム人やタイ人の訓練をやっておるのは陸軍情報学校のことかというお尋ねでございましたが、先ほどアメリカ局長の御説明いたしましたのは、むしろグリーンベレーと通称されております第一特殊部隊について、その内容を申し上げたのかと思ひますが、その辺のところもまだ十分こまかい点を、さらに今後におきまして御説明申し上げる機会もあるかと思ひます。

○瀬長委員 次は、基地の買い取りの問題ですが、安保条約あるいは地位協定に基づきましてアメリカの陸海空軍、これは日本に基地を持つことを許される。その場合、日本政府は区域、施設を提供することになっておるわけでありまして、いま買い取りの対象となつておるのは基地外の軍用道路ということですが、基地そのものの、嘉手納

基地とかあるいは普天間の基地あるいは辺野古、そういったアメリカの国費でつくった基地については、これは提供であるので、一応買い取った上で提供するという姿勢なのか、こちらを明確にしておきたい。この問題は、現在沖縄県民が非常におかしいなと思つておられるのは、三公社の問題にしても有償引き継ぎと言つておられる、建物もそうである。琉球政府の建物あるいは米琉文化会館、そういったようなものが有償引き継ぎになり、そして残されたのは、区域、施設を提供するという場合に、この前防衛施設庁に資料を出してほしいと言つたが、いまだまだ資料を出してほしくない。この点はあとで防衛施設庁にはつきりさせますが、たとえば五二年の安保条約が適用された段階で、アメリカの国費で日本本土につくられた基地があつたのかどうか、あつたとすればこれを買ひ取つたのか、有償で引き継いで、あらためて提供したのかどうか、こういった問題について基本的な姿勢をはつきりさしていただきたい。いわゆる基地そのもの、アメリカが国費を投じてつくつておる、十億ドル以上だということをアメリカは発表しております。非常に安上がりな基地をつくつたのだというのをすでに発表されておる。十億ないし十三億ドルかかつたと、そういった問題、基地そのものは一体どうなるのか。安保条約に基づいて区域、施設を提供する。その提供するというのは、いまだアメリカが国費をつぎ込んで基地をつくつた、このつくつた基地を提供するのであるから、日本政府は買い取つた上でさあお使いくださいというふうな提供するのか。こちらを明確にしてほしいと思ひます。

○愛知国務大臣 私、分析するといろいろ多岐にわたるお尋ねになると思ひますが、最後にもう一度繰り返してお尋ねになつた点は、返還の時点に施設、区域として提供するものについてはどうなるかということ、これは、たとえば民有地であり、また場合は、従前から民有地であつても、その時点で日本政府が地主さんから借りてそしてアメリカに提供する、こういったことに相なるわけです。

それから一九五二年当時の本土における処理については、防衛施設庁から答弁していただきます。○島田(豊)政府委員 講和発効のときに、それ以前に米軍が米軍の費用で施設を設置いたしました、それが講和発効後どうなつたかということにつきましましては、これは何ぶんにも非常に古いことでございますし、私どものほうにいま資料がございませんので、まあ当時の記憶では、そういうケースは非常に少ないといひますが、あまりいいのではありませんかということでございますが、それを明確に申し上げる資料がございませんので、御了承いただきたいと思います。

○瀬長委員 あとでまた山中総務長官にはやります。○池田委員長 この際、沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出があります。順次これを許します。國場幸昌君。

○國場委員 日本復帰もあと一年足らずに迎えます。琉球政府公務員の復帰後における処遇に対して、その措置をいかにするかということにつきましまして、総理府総務長官にお伺ひしたいわけでございます。

御承知のとおり、琉球政府の行政機能は、国政、県政、市町村政がこん然一体となつた形態にあり、そのおのの機能の現状を明らかにすることは、本土類似県機関等の規模あるいはおのの機能に要するところの運営、経営等のあらゆる面から考へまして、また公務員だれもが今日まで、自分の身分はどうなるものであるか。御承知のとおり沖縄はまがりなりにも一國並みの行政の中にあつて今日までやってきたわけでございますが、日本復帰になりますと、国政事務、県政事務、市町村政事務というようにながいに分離し、おののその機構に対する配転がある、こう理解するわけでございます。現在沖縄の公務員は一万

○國場委員　日本政府の本土における諸制度とか扶養家族手当、そういうことにとも対処している表が出ておりますが、いまのところ、その表から見ました場合には、悪くはなつてもよくはならないというような数字が出ておるわけなんです。こういうようないことが起きてきて、何とか措置を講じなければ、喜びのある復帰と期待することはできないじゃないかということを考えるわけでございます。でありますので、期待するような線に沿ひまして、一時にでなくてもよろこびますので、それに対してはいまの琉球政府公務員の不安を解消すべき何らかの措置、方法を早く講じていただきたい。これを希望するわけでございます。それから、この琉球政府の復帰後における事務分表とか人事に対してのなにはまだ総理府には

○山中国務大臣　先ほど申し上げましたように、いただいておりますし、ぜひほしいものだと思いますが、國場君の言われた、要するに本土復帰した場合に公務員は悪くなつてもよくなることとはない、このことは公務員諸君に非常に動揺を与へると思います。私はそう思いませんで、よくなることはあつても悪くなることはないと思つております。

○**國場委員**　ぜひそのようにしていただきたい。それを実際において措置していく段階で、もしそういうマイナスになる点がありましたら、おつしやるような、長官の御意思のようなことで実現していただきたいということを希望するわけでございます。

時間がありませんので、これをもちまして質問を終わります。ありがとうございます。

○池田委員長　上原康助君。
○上原委員　まず一点だけ現在提案されております免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の中で確認をしておきたいわけですが、こゝでうたわれております税関貨物取扱人と測量士、測量士補の面もあります。これは現在沖繩でその資格を有してゐる方々が本土に就職するという場合も同等の有資格者としてみなす、取り扱ふという前提での改正、また法の適用であるかどうか、その点を確めておきたい。まずこれが一つ。

これと、第九条の二で「大蔵省令で定める講習の課程を終了したものは」という表現になっておりますが、講習の期間と、さらに講習を受けた場合に何らかのテストを行なって資格を与えるのか、あるいは単に講習を受ければ有資格者とみなされるという意味なのか。説明も受けましたが、その二点を確認の意味で一応聞かしていただきたいと思います。

○山中国務大臣 第一点は、本土のいずこにおいても同じような資格の持ち主として就職と申しますか營業を営むことのできる資格を付与すること

第二点は、内容は一応形式的に近いものでありますけれども、若干のそういう本土法令等の研修等が要りますので、それらの点についての研修を行なうためでありますから、逆にほど不適格な条件を備えた者でない限りは、おおむね現在の人たちは全部新しい資格を取得できるということの経過措置としてそれをとり行なつていこうとするものであります。

○上原委員　そこで、これは要望になります。この間の本委員会でも対策庁長官にも強く要請いたしました。が、免許資格者の取り扱いについては、この法律改正によって対策なりその保護措置というものは講じられるわけですが、実際に通関業務に携わっている業者さらにその雇用者についての再就職の問題とかあるいは職業転換の問題等についての保護措置というものは、一応何らかの措置を講ずるということは第一次の要綱でしたか出ておりますが、具体的にはまだ明らかにされていないわけですが。ですから、その面の保護措置等もあわせてぜひやっていただきたいということ。を、かなり該当者はいろいろ不安を持っておりますので、そのこともぜひ十分御念頭に入れてこの法律の改正あるいはまた関係業者の保護というものを考えるに当たっていただきたいということをあらためて要求しておきたいと思っております。

次に大臣に承りたいわけですが、第三次の復興政策要綱について大体五月の末から六月の上旬だということとはかねがね承っておりますが、現在どういう進行状況になっているのかということと、

特にその中でも税制の問題と開発庁あるいは出先機関の問題が重要な部分を占めるかと思うのです。これにつきましては、いろいろ意見の相違なりあるいは立場の違い等によって見解も分かれているかと思うのですが、まず第一点目に税制の問題について、施政なりとの程度話し合いが進んでいるのか、あるいはまた対策庁としてはどういう方向でこれを第三次の要綱の中で打ち出してい

○山中国務大臣 第一点の税制の問題は、国税、地方税の直接税については、そう意見の対立はございませぬ。具体的な実施について、どのような措置をしつつ本土並みにしていくかという議論をしているわけですが、御質問もその点が中心と思えますが、問題は間接税だと思ふのです。これは先ほどの通関業者の問題とも関係が出てくるわけでありましてけれども、対本土貿易が輸出入平均で

八〇%を占めてゐるといふ異常な形態の中で、それが完全に本土になりますと消滅するわけでありますから、それらの問題について、沖繩が税制上の一独立国の形を形成してゐたためにとられた沖繩の既存企業の保護のための本土に対する税制措置といふものをどのように残せるのか、あるいはまた残したることによつて、本来日本国民として平等であるべき諸物価等、生活物資等について沖繩地域の国民のみがそのために一方の保護措置に片寄つて不当な生活条件をしいられる結果になつても困るのではないかといふ相矛盾する現象をいま検討しておるわけであります。

さらに、復帰しましたが、残る問題として沖縄地域の特殊な長い行政形態の中で沖縄独自の輸入に対する物品税という立場の関税操作が行なわれておりますし、割り当て制度等もございます。これは原則は、原材料については横流れ防止等を嚴重にチェックしながら、なるべく現在の恩典を与えて、企業並びにその製品というのが沖縄市場において今日と変わらない状態で恩典が享受でき

と、そこらのところがたいへんむずかしい問題でありまして、製品ではございませんから、どんな形に変えても、また集めて溶かせば金の固まりになるわけですから、そこらのところが非常にむずかしくて、フリーゾーン等の構想の中で、フリーゾーン地域には自由にそれを入れて、そして沖繩の人たちがそこで製造された低価格の原材料によつて加工されたものが域内に、日本国内に巡回

る場合においては、観光税制の恩典を受けて、それがいまままでどおり営業上不利にならないようにして、そして加工再輸出の場合には非課税で出せるようにする方法もあるのではなからうかと考えておりますが、この金地金の問題は一つ頭の痛い問題であります。さらに製品について、要望としてはインスタントコーヒーまでという御要望がたゞさんあるわけがありますが、いつかもお答えいたしましたように、ランチョンミート等はすでに離島住民まで含め定着した食物になっておりますし、学校給食にも取り入れられているという沖縄独自の地位を占めておりますので、本土のそういうランチョンミート等に対する需要が幸か不幸かあまり普遍的に強くありませんので、横流れ防止等の手段もチェックできる、数量規制等ができるのではないかと思います。そういう点等は好意的に配慮したいと思っております。コーヒーは必需品かどうかということになりますと、インスタントコーヒーまで現在のままでいくということについては、まだ少し意見を異にいたしております。

す。要するに、本土との間の、今日まで置かれた保護のための税というものと、復帰後本土並みにした場合の沖縄の関税行政というものととの両面を、品目ごと業種ごと、そしてまたそれが県民生活、地域の県民、国民に与える影響の度合いというものを慎重に検討しております。これについては先般も議長復議室長代理が参りましたけれども、まだ私のところまで来るほどの詰めをいたしてありませんで、事務段階で具体的な問題を取り上げて議論いたしておりますが、方向としては非常に順調に作業は進みつつあるというふうに考えておるわけでありまして。

いま一つの、対策庁並びに沖縄における国の出先機関の問題であります。これはたびたび申し上げましたように、私どもとしては、沖縄県が復帰した後に、主として財政上でありまして、一俣の沖縄県の復帰した年の予算は幾らになるのか、翌年の予算は幾らになるのかということが、国の予算がきまってきたときにわからないというのが普通の本土各県の状態でありまして、そのような状態に沖縄をほうり込んでいいかどうか。やはりどこかでまとめて、沖縄県に対する財投を含めた交付税等の措置も含めたものを、沖縄については国の予算がきまってきたときにその総額が明らかになるように、国の責任の範囲が財政上明確になるようにすることが必要ではないかと思つて、開発庁構想というものを持っておるわけでありまして。しかし、これは相談ごとと申しまして構想がそう大きく違ふものはありませんので、それをよろしい、自分たちも賛成だという回答をいただくか、あるいは場合によっては地方自治財政というものをあつかうおそれありということ、やはりいやだということであればやむを得ないということ、そう固執いたしてはおりません。沖縄のために、県民のためによかれかしと願つておるだけでございます。出先機関の問題も、まとめて、たとえば金融機関はもうすでにまとめて政策金融と一緒にやるということできめました。しかしその他の行政上のサービス業務を中心とする国の出先機関

も、なるべく合同庁舎みたいなところに全部集めて、そして県民のサービスが一所において出先でほとんど解決できるようにするのが親切ではなからうかと思つておりますけれども、しかしこれとてもやはり似たような開発庁のような意見もございまして、これも十分念頭に置いて処理したいと思つて、かりにこれをつくらなかつたらどうするかということになりますと、これは各省それぞれに沖縄に必要と思はれる、また国の行政機関の範囲外でありますから例をとりやすいのであります。日銀の出先機関を、支店を設けるというふうなもので、それぞれ各省庁において必要と思われる機関をばらばらに独自で沖縄につくっていくことになるだらうと思つて、その際における県民の不便というものを考えますと、できれば総合出先機関というものを御承認いただいたほうが、合意したほうが、沖縄のために、県民サービスのために国政業務としてはよろしいのではないかとこのことを願つておるということでございます。

○上原委員 いま二点について大体のことが説明になつたわけですが、突つ込んで意見等申し上げる時間の余裕がございませんで、承つておきますが、税制問題では確かに間接税の問題が一番焦点にならうかと思つて、ただ、事実かどうかは別といたしまして、最近における印象としては、県民生活あるいは消費者ということがかなり忘れられはしないかという懸念が出ております。経営者あるいは事業者というものを中心にした税制の特例措置とか、そういうものにあまり比重を置くような方向を政策要綱の中で打ち出すということには、多くの県民が期待していないであらうということ、これをこゝで一応指摘しておきたいと思つておる。

次に対策庁の問題ですが、確かにおっしゃるやうに予算を多く確保する、あるいは復帰後一定期間一本の窓口で沖縄の行政開発というものを考えるという場合は、いま大臣が説明なさるようなことも一理あるかと思つて、問題は復帰後の

県政というものをどうとらえ、位置づけるかというところ、それから開発庁そのものをつくつても、各省庁との横の連絡あるいは国の出先機関との縦の行政系統というものをどうするかというふうなことも総合的に御判断をした上で方向というものを打ち出さないと、いろいろ支障を来す面もありはしないかという感じがいたしますので、そういう点も総合的にひとつ御検討をいただきたいし、また私としても、あるいはわれわれといたしまして、これについても具体的な意見なり提案もいたしたいと思つておる。

次に、時間が少しございせんが、一点、第二次要綱の中で、いま大臣の御説明もあつたわけですが、沖縄振興開発公庫というものを一本におまとめになった、そのほうがいいということですが、これはいろいろ検討してみますと、この開発公庫には、もう御案内のように幾つかの金融公庫というものを一つにまとめる。二次要綱の中で出ているのは六つほどあります。現地のほうも、六つまとめていく、一本化したのがはたして今後の県民の生活上あるいは産業開発という面ではよい方針なのか、かなり疑問が出てきております。産業開発とか公共投資とかいうものについて、あるいは農林金庫、中小企業、社会保障というふうなことで窓口を分けないと、力のあるほうに金が多く流れる、支出される危険性というものは、運用上できるというお考えかもしれませんが、実際に問題として、力を持つている人が金を多く使うという、一般的にそういうことになつていくわけですから、そこらについてはもう少し具体的に、公庫を設置する場合にお考へえになる必要が、われわれの立場では十分考えられるわけなんです。これはあえて一本化したということについて疑問があるということ、また県民の意見を聞いてみても、どうもおかしいのじゃないかという意向等もあります。市中銀行との関係等も含めてそこらについては、もしこの段階で御見解が賜われれば一応承つておきたいと思つておる。

○山中国務大臣 これはいろいろ御疑問もあると思ひますが、しかし私は沖縄振興開発公庫というものはぜひつくつておかなければいけない。これは各省それぞれの所管の金融機関、政策金融機関でございますから、各省みんな一生懸命沖縄のために、開銀から、医療から、環境から、中小企業、国民金融公庫、みな一生けんめいやっていくと思つておる。しかしながらその度合いというものは、やはり所管省によつておのずから違つてくると思ひます。まただんだんと復帰後二年、三年、五年とたつてまいりますと、大臣もだんだんとかわつてまいりますし、そうすると、ずっと引き続き沖縄に対して特別に融資等の面で、特利長期というふうなものを考えていきたいと考へ続けるいい役所もあれば、あるいはもうそろそろいいのではないかとこの等々の感觸の違いが出てくるおそれがあるのではないかと私は心配しているわけですが、そこで沖縄については、各省庁とも金融機関を一本にまとめることについては、原則賛成をしておつたわけではあります。しかし沖縄の将来を考えますときに、政策金融機関というものは、国の仕事が一本になつて、あらゆる国の政策金融機関で沖縄に対して与えられる最大の条件を、採択基準から始まつて、金利から償還年限に至るまで、開発銀行から始まる各金融機関が同じ感觸で、足並みそろえてそれぞれの政策金融部門に対して融資を行なつていく、そして沖縄経済の振興のいしずえを裏づけていくということではなければならぬと思ひますので、私はばらばらの金融機関をつくることよりか、一緒につくつて、その中でそれぞれの金融機関の原資というものがはつきりとして、それぞれの分野がお互いに侵されぬ、あるいは開発銀行の資金が中小企業の金を食うというふうなことは実際上あり得ないことであるから、原局もあることでありますし、それぞれの問題をまとめて特例の条件を配置するためにどうしても必要だと私もはたかく信じております。

○上原委員 時間が来たようですが、私は開発公

庫の設置そのものの構想に異議を申し上げているわけじやないのです。これは公庫そのものの必要性がないことじやありません。その必要性は十分認めるし、またぜひ設置していただきたい。ただ、あえて窓口を一本化するということに、利用者のほうからいろいろ問題が出はせぬかということです。中小企業、農林金融公庫、そういう中小企業の方々の利用面というものが、運用の中でどう生かされていくかということが不明確なんで、そういう面も配慮をしまして、あえて一本化というよりも、利用するほうの窓口というものを明確にしていくということも一つの構想じやなからうかというのを申し上げておきたいわけなんです。

時間がありませんので、一点だけ、これは要望ですが、この間も社会保障の件についてかなりお伺いをし、いろいろ御見解も承りましたが、一点、ハンセン氏病の問題で、御案内のように南静園にはまだ病院長が不在のままなんです。そのために非常に支障を来している。さらにその方々の医療費なりを本土と比較した場合において、約三割ないし四割程度の医療水準しか受けておりません。早急に南静園の病院長の配置の問題なり、少なくとも復帰時点には、本土のハンセン氏病の方々が受けている医療水準というものを受けるような方法をとっていただきたいということ、ぜひその点を早急に解決をしてもらいたいということを要望申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○池田委員長 中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 琉球政府の財政問題について、基本的なことですが、二、三伺っておきたいと思っています。

琉球政府は最近二、三年来、財政難から赤字予算が続いておるわけですが、このために市中銀行から融資を受ける等の便法によってやと行政を運営してきている、このように聞いております。まず最初に伺いたいのですが、現在までの赤字額はどのくらいの額にのぼっておるか、これを参

考までに教えていただきたい。

○岡部(秀)政府委員 琉球政府の財政状況は、御指摘のようにあまりかんばしい状況ではございません。一九六六年度までは黒字でございましたけれども、以降、公共事業の財源の借入やらあるいは赤字の借入等をいたしておりますような状況で、現在借入総額は、一九七一年度の予定もちよつと入りますけれども、公共事業の借入で百四億、赤字借入で七十八億、それから償還額、これは繰り越し事業のために翌年度に事業を繰り越しまして債務負担行為をする額であります。それが十四億でございます。総計で借入残高百六十八億という状況になっております。

○中川(嘉)委員 それらの額をどのような方法で補てんして財政支出をしておるか、できればこの点もあわせて明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○岡部(秀)政府委員 一九六七年では公共事業財源借入十三億、債務負担行為による自己財源の負担分の翌年度繰り延べを二億という形でいたしております。一九六八年では、翌年度分の税収入の繰り上げ七億と、それから給与改定の措置の翌年度繰り延べ、債務負担行為、これをやりまして収支のつじつまを合わせております。一九六九年度には公共事業の財源借入十八億、赤字借入三十六億で、借入五十四億という状況でございます。

なおそのほかに、繰り越し事業の充当財源除後の赤字をつくっておるという状況で、赤字をつくりながらつじつまを合わせながらいたしておるという状況です。一九七〇年は、公共事業の財源で、給与改定の支払いを翌年度に延ばしたりして、債務負担行為という特別な行為をやっておるという状況でございます。

○中川(嘉)委員 きようは時間の関係で基本的な問題だけを伺っておきたいと思ひますが、赤字が累積した原因はどこにあると思はれるかということなんです。私らの考えでは、アメリカの対沖縄援助費の削減ということが最大の原因である、こ

のように思ひますが、何かこのほかにも理由があると思いますか。もし理由があれば教えていただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは琉球政府の財源は、自主財源というものが非常に少のうございまして、また徴収率も悪いようでございます。それとさらに歳入見積もりと実入りの年度内収入というものが大きくかけ違つて最近陥没を続けておりますので、歳入欠陥という自主財源の欠陥等もございまして、そしてたゞいまお話になりましたアメリカのほうの予定したものが、年度半ばにおいて削減をされて大幅に減つてきたというよりなこと、そういうようなことがいろいろありまして、琉球政府としてもあえて恣意に財政運用をやつておるとは思ひませんけれども、そういう面の重圧がかつておるものと思ひます。

なお本土政府がいろいろと、今日までは援助費、四十六年度予算からは復帰対策費という名前に変えましたが、それに対する地元負担の、俗に対応費と呼ばれているものに追われておるのではないかと御指摘もございました。しかしこれらの点はほとんどの補助が高率補助でございまして、地元負担というもののによつてその財政というものがやつていけないという大きな原因であると思つておられますけれども、しかし、やはり琉球政府が自主財源というものを交付税その他で与えられていないということにも大きな原因があると思つて、そこで四十六年度予算においては、交付税にかわるものとして琉球政府の自主財源というものを五十億近く見たということ、これは一応借入れを二百万ドルほどですでに沖縄銀行に申し入れておるようでありまして、これも異常な形態でございまして、これらの問題は総合的に、累積赤字の復帰時点における処理の問題として、新生沖縄県の第一歩が財政上に重い足かせをはめられた形にならないように処理をしなければならぬと考へておるわけでございます。

○中川(嘉)委員 そりしますと、あと一年で本土に復帰するわけでありまして、それまでに、この赤字の解消について何らかの対策、打開策というのですか、こういつたことはいますでに明らかになつておりますか、その点はどうかでございますか。

○山中国務大臣 私は、きれいなさっぱりした形で出発をさせたいと言つておりますが、しかし、まだ時間がありますので、それを、どんな理由の借入れ金でも全部本土政府がしりやをぬぐいますというふうな受け取られますと、いわゆる財政運用を恣意に行なわれる可能性なしといたしませんので、信用しないわけではございませんが、やはり筋の通つたものということの財政運用をしてほしいと思つておりますので、その点は琉球政府も別段そういう意思はありませんので、財政の執行については、本土政府とよく相談をいたしておりますので、結果的にはきれいな整理がつくものと思つております。

○中川(嘉)委員 全くもつて時間がないので、もう結論を急ぎます。

政府は、米資産の引き継ぎに関して、気前よく有償で引き受けるというようなことを表明しておるわけですが、琉球政府の財政上の債務は、先ほど来申し上げているように、そのまゝ引き継いで、沖縄県の財政がスタートから赤字を背負い込んで、沖縄県の財政がスタートから赤字を背負い込んで、そのまゝで出発するということや、琉球政府の債務は米国の責任であるとして政府は当然にその補てんを米側に要求すべきであると思ひます。

長官に伺いたいのですが、政府は少なくとも、米側の資産を有償で引き継ぐのであれば、その際、この財政上の債務とむしる相殺にすべきものじやないかと私は思ふのですが、ひとつ長官の御意見を最後に伺つておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは、アメリカ側が施政権者として出してつた金、出すべき金をだんだん減らしてきたからそれがそのまま赤字になつておるというものではございませんので、それについては、本土政府においてもなるべく肩がわりできるような財政措置を今年度予算も来年度予算も組ん

であるわけでありまして、今年度というのは、本土ではすでに年度が経過いたしました。沖縄ではまだ現年度でございますが、そういう意味では措置はいたしたわけでありまして、でありますから、これはアメリカに、琉球政府の復帰時点までの累積赤字を補てんすべきであるという理論的な構成がちよつとむずかしうございます。やはりこれは本土政府が、国の事務を行なつていた琉球政府というのに対しての配慮といふことがなされるべき事柄であらうと思つておるわけでございます。

○中川(嘉)委員 終わります。

○池田委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 山中長官が急いでおられるようですから、二、三分でいいように質問いたします。

三月二十五日の沖特委で、日本学術会議の法を改正して沖縄の学者に被選挙権と選挙権を与えるような改正について努力しておられる、あのときは、好意的に本日もかけずり回つていたので、うことでしたが、すでにきのうあたりでも、学術会議の総会が開かれて、総会でも決議されておるようであります。その内容についてはあとで政府委員から御回答をお願いするとして、今国会へ間に合うようにその法案ができる態勢にすべくあるのかどうか。今国会でこの法案が成立するよう努力してほしいというところは、県民の強い要望でもありますので、さらにその点について長官の御意見を承りたいと思つております。

○山中国務大臣 一ぺん答弁もしてあると思いますが、三月一ぱいに一応届け出という登録締め切り日がございますので、三月一ぱいにはぜひ国会を通したいと思つておつたのでありますが、それが不可能になりましたので、あとは私どもの事務局において二重の手間をかけて、沖縄のための作業をもう一回やればそれは片づくことであるから、逆に言いますと、候補者名簿閲覧というのにはぜひ間に合わせなければなりません。しかし、それは今国会中にこの法案が通れば間に合う、幸いにスケジュールがそういう状態になつ

ておりますので、今国会中に通したいと思つておりますし、提案の準備は終わつておりますが、しかし、まことにタイミング悪く、学術会議の総会が開かれまして、そして学術会議のほうからは、またいろいろと今度は私どものほうに対する批判というものが述べられておるわけであります。どうも私としてはたいへんまずいことになりつたところと考へて憂慮いたしておりますが、私としては、学術会議のあり方に対する議論は、どの党がどこでやろうとけつこうだと思つて。しかし、そのことが沖縄の科学者の人々を本土の学術会議に、復帰後も一年余り権利を喪失させることにつながる行為、すなわち江戸のかたきを長崎でとつたこととはとてもないことであるといふ日本のことわざですけれども、それをばかちんぽでかたきを討とうなどということはもう全く無縁なことである、沖縄の方々のそういう権利を復帰後も喪失したままの状態にしておくと、このことについて措置をしないといふのであるから、学術会議の本質論と切り離してほしいといふことで、私の責任の範囲において、いま根回しと申しますか、それと関係係者にお願いをいたしております。現在のところ完全にその根回しが終わつたという段階まで来ておりませんが、学術会議の論争を受けてさらにまた別な議論が始まつておりますので、たいへん弱つておるわけでありまして、私の気持ちあるいは私の今国会で成立させたいという方針についてはいささかも変わつておらないわけでございます。

○瀬長委員 この問題については、きのうの学術会議の総会でも、このあと学術会議の会長から、沖縄の科学者を参加させるため日本学術会議議員選挙規則の特例に関する規則を制定することが提案され、満場一致で可決されたといったことも報じられております。ぜひ山中総務長官がいまおつちやつたような方向で今国会にこれが実現するように努力してほしいと思つております。この点については以上で終わりますが、山中総務長官に対することではございませんのでどうぞ……。

次に、前の外務大臣に対する質問の中で、外務大臣が私の質問に答弁してないのがあります。私は、基地そのものは一体どうするのか、大體政府は基地を提供する、区域、施設を提供するといふことになつておるのであるが、これを買い取つた上で提供するかどうか、これについての答弁は愛知外務大臣はやつておりません。したがつて、この問題については次回の二十七日に行ないます。

さらに、防衛施設庁長官でしたか、私がこの前の委員会で、五年の安保条約が発効した時点、すなわち四月二十八日の時点でアメリカが国費でもつて本土につくられた基地は幾つぐらいあつたか、さらに場所はどこであるか、それに対する措置をどうしたかといったことを資料要求しました。が、きよりの答弁では、何か古いのでわかりかねるとかいつたことでありますが、古いのでわかりかねるといつたことでは国会に対する答弁にならぬと思うのです。これは私は、いまの基地の買い取りという問題と関係するから聞いておるわけなんです。したがつて、きようそれに対する答弁ができれば答弁してほしいし、さらに資料をまとめていなければ、いつまでにかまとめて本委員会に提出されるのか、この点を施設庁長官、明らかにしてほしいと思つております。

○島田(豊)政府委員 ただいまの資料につきましては、施設庁でもいろいろ調べてみたわけでございますが、先ほど申しましたように、的確な資料というのがございますので、引き続きまたいろいろ調査いたしますけれども、少なくとも現在の段階までにはお出しできるような資料がない、このういことでございます。

○瀬長委員 この問題は、あなた方がわからないのではだれが一体わかるのかといふことなんです。施設庁が区域、施設を提供する直接の官庁である。あのボツダム宣言からさらに安保条約がしかれて、現在、サンフランシスコ体制に移る経過の中で一番重要なのはこれだと思つております。区域、施設を提供するという場合に、日本の国費で

もつて施設なんかもつくつて、さあお使いくださいといふふう提供するので安保条約、地位協定を理解する。その問題に触れるので、あの時点でたとえばあの特例法に基づいて軍事基地、これの再契約を拒否した人々は幾らいたかといふことで、五件でしたか、数件あるといふことで出されております。そういう問題がわかつておるにかかわらず、あの時点でアメリカが国費でつくつた基地が幾つあつて、これに対しての処理をどうされたかといふことがわからぬような状態では、沖縄問題をそういう方向でいかれるのは非常に危険だと思つて、資料の要求をしてゐるわけなんです。したがつて、これは早目に資料をぜひ提出いたしたい。私は重ねて要望いたしまして、質問を終わります。

○池田委員長 他に御発言もないようでありますから、本法律案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

次回は、来たる二十七日午前十時より理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十三分散会

沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第六号 中正誤

ペジ 段行 誤		正	
四一九	護衛兵	護衛兵	
五二五	終点検	終点検	
六四五	核がない	核がない	
一〇一八	されてる	されてる	
一〇三末九	坪余る	坪余る	
一七一〇	御等弁	御答弁	

昭和四十六年五月七日印刷

昭和四十六年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A